

会計検査院による改善処置要求(概要)

「国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の実施について」(平成29年3月24日 会計検査院長)

● 会計実地検査の概要 (181国保保険者等、22国保連合会、41,155事案を対象)

- 22国保連合会のうち19国保連合会は、実施体制が十分に整備されていないことなどを理由に、第三者直接求償事務については全て受託事務の範囲外としたり、第三者が国保保険者等に損害賠償金を支払う旨の誓約書が提出されていない事案等に係る第三者直接求償事務を受託事務の範囲外としたりしていた。 ※全国保連合会に専門知識を有する職員が配置されている前提。
- 第三者との間で過失割合についての協議等を行うに当たり専門的知識が不足していることなどを理由に、国保保険者等が自ら第三者直接求償事務を行っていない事案が、74国保保険者等において計815件見受けられた。当該事案に支給された保険給付額は計10億0276万余円、これに係る国庫負担金等相当額は計2億7660万余円。

● 発生原因

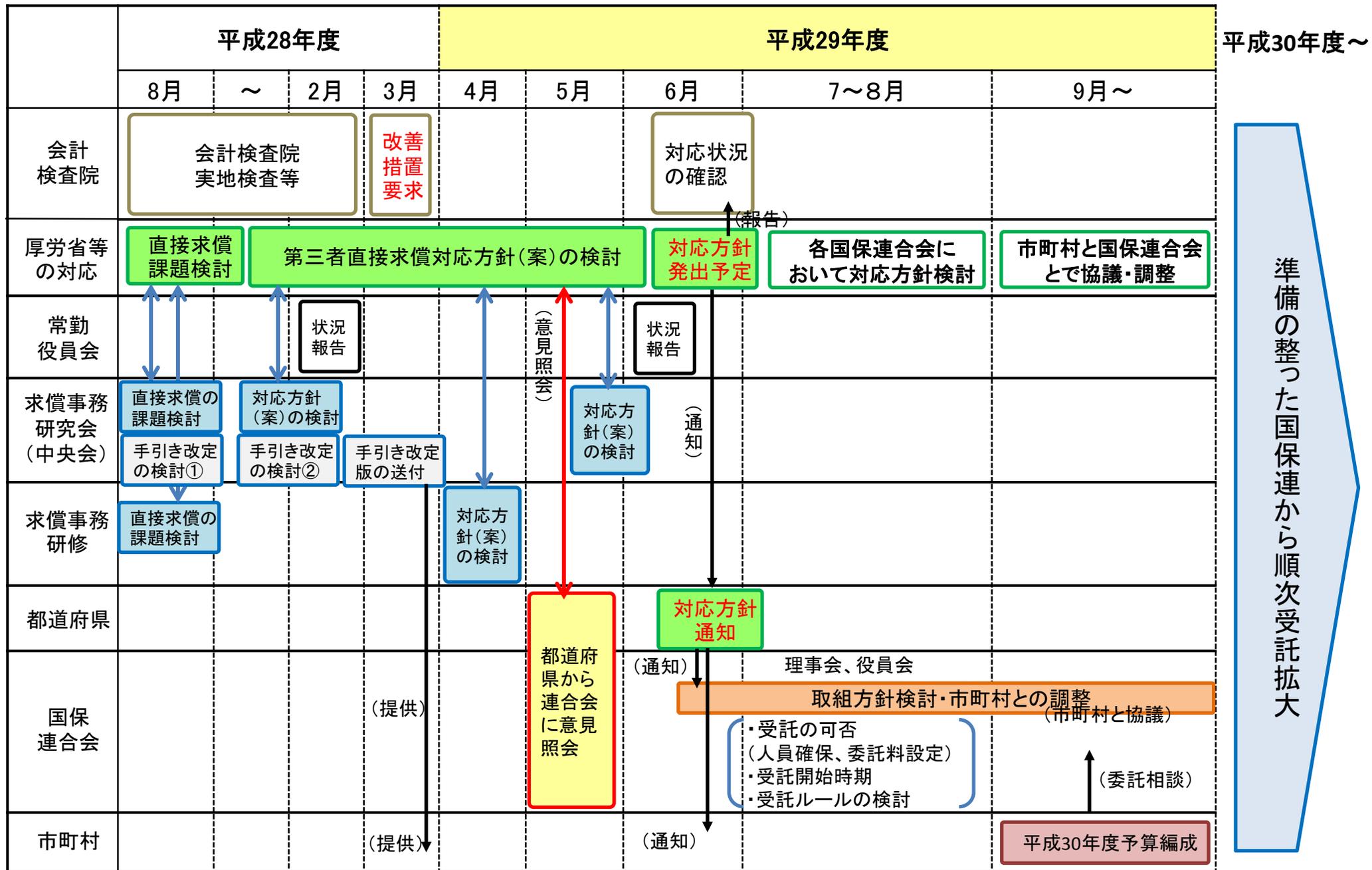
- 第三者直接求償事務を行うには専門的知識を要することなどから国保保険者等が自らこれを行うことが困難であるとしている事案が多数見受けられるのに、貴省において、国保保険者等による求償事務の適切な実施を推進するために、第三者直接求償事務を適切に行うための具体的な方策についての検討等が十分でないことなどによる。

● 会計検査院の意見

- 第三者直接求償事務を行うには専門的知識を要することなどを考慮すると、第三者直接求償事務を適切に行うためには、国民健康保険法第64条第3項等の規定に基づき、第三者直接求償事務についても国保連合会に委託して行うことができるようにするなどの必要がある。
- 貴省において、国保保険者等による求償事務の適切な実施を推進するために、国保連合会における受託事務の範囲の見直しなど第三者直接求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて国保保険者等及び国保連合会に対する指導等を行うなどするよう意見を表示する。

- 今後、厚生労働省として、国保連合会等関係者の皆様の御意見を伺いながら、第三者直接求償に係る対応方針を検討。
- 国保連合会には、厚生労働省が示す対応方針を踏まえ、本年秋までを目途に、1)第三者直接求償に係る事務受託の可否(体制整備・手数料等)、2)受託可能な時期、等の取組方針を検討していただきたい。その上で、本年秋以降に、市町村から来年度の委託が希望された場合に、適切に対応していただくようお願いする。

第三者直接求償事務の取組強化スケジュール(平成29年度)



第三者直接求償の対応方針の概要(厚生労働省)

● 保険者の役割

- 保険者は、損害賠償請求権を代位取得した当事者であり、債権管理の最終責任主体であることを認識するとともに、債権を適切に保全し、第三者に対し直接請求権を行使する立場にある。
- 保険者は、国保連合会に第三者直接求償事務を委託するに当たり、円滑に事務の履行が果たせるよう保険者と国保連合会の役割分担を定める。その際、国保連合会は債務承認以外の方法で時効中断を行うことが困難であることを踏まえる。
- 保険者は、事案に応じて債権の保全を図るため、督促等による時効中断を行うほか、催告、内容証明郵便の送付等を行ったにも関わらず、債権の回収が得られない場合には、債務名義の取得や強制執行等の法的手続きを適切に講じるものとする。
- 保険者は、担当組織内における職員間の協力のほか、法務部門との連携、公債権・私債権を一体的に取扱う庁内体制の構築、市町村においては関係市町村による一部事務組合の活用など、効率的・効果的な執行体制の整備を図る。

● 国保連合会の役割

- 全ての国保連合会において第三者求償に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置していることに鑑み、交通事故を含めた全ての傷害事故について第三者直接求償に係る事務を受託できる体制を構築することが適切である。
- 国保連合会は第三者直接求償事務に係る受託範囲の見直しに係る取組方針及び工程表について、保険者の平成30年度予算編成が行われるまでに検討する。その際地域の実情に応じ、現状から少しでも取組を前進させることを念頭に置き、できるところから段階的に拡大を図る。
- 国保連合会は保険者が法的手続きを執る場合において、可能な範囲で準備行為等を支援する。

● 都道府県の役割

- 都道府県は保険者における債権管理が適切に行われるよう、研修の機会等を活用して具体的な指導・助言を行う。
- 国保連合会において取組方針等の検討及び専門職員の確保等に特段の協力を行う。